

青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

令和6年4月1日施行の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正(公金事務の私人への委託に関する制度の見直し)に伴い、条例において引用する同法及び同政令の条文に移動があることから、所要の整理をするため制定するもの。

2 改正内容

(1) 青森市長等の損害賠償責任に関する条例^{※1}

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法第243条の2の7第1項の規定に基づき、……職員(同法第243条の2の8第3項の規定による……	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法第243条の2第1項__の規定に基づき、……職員(同法第243条の2の2第3項の規定による……
(損害賠償責任の一部免責) 第2条 ……地方自治法施行令第173条の4第1項第1号の規定により……	(損害賠償責任の一部免責) 第2条 ……地方自治法施行令第173条第1項第1号__の規定により……

※1) 市長等が本市に対して負担する損害賠償責任の一部を免責することを定めた条例

(2) 青森市公営企業の設置等に関する条例^{※2}

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第14条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の8第8項の規定により……	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第14条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により……

※2) 本市が経営する水道事業、自動車運送事業、病院事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関し、必要な事項を定めた条例

3 施行期日 令和6年4月1日